

【根拠法令】

ア 徴収猶予に関する根拠法令：豊田市下水道事業受益者負担金条例
(抜粋)

(負担金の徴収猶予)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 賦課対象区域内の土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (2) 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) その他管理者が特に猶予する必要があると認めたとき。

イ 徴収猶予に関する基準：豊田市下水道事業受益者負担金規程
(抜粋)

別表第1 (第10条関係)

受益者負担金徴収猶予基準表

徴収猶予項目	猶予の期間	猶予の額
(1) 現況が農地又は山林で、猶予がやむを得ないと認められる土地	5年以内。ただし、5年以内に農地又は山林以外に転用をした場合はその日まで	全額
(2) 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	1年以内	全額
(3) その他管理者が特に猶予する必要があると認めた土地	管理者が認めた期間	全額

ウ 時効に関する規定：都市計画法
(抜粋)

(受益者負担金)

第75条

1～6 略

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅する。

エ 負担金の額：市街化区域 330円/㎡